

国土強靱化計画に係るマトリックス整理表

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	分野 (プルダウンより選択)	担当課 (企画課案)	施策名称	再掲	指標	目標値		各部署が取り組む施策				施策方針	具体的な事業		
								(A)	年度								
								(脆弱性評価)分析結果									
I. 人命の保護が最大限られる II. 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 県民の財産および公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	地震・風水害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 住宅・建物等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	行政機能	総務課	各公共施設・非構造部材の耐震化	×							公共施設の耐震化は完了している。	対策不要			
			教育・保育	教育総務課	学校施設・社会体育施設の耐震化(調査、対策)	×								学校施設の耐震化は完了している。	対策不要		
			教育・保育	教育総務課	小学校大規模改修事業	○	大規模改修学校数	3校	R9						学校施設の老朽化が進んでおり、大規模改修等の対策が必要	大規模改修による適切な保全およびトイレの洋式化	・トイレの洋式化、乾式化事業 多賀小学校R6設計、R7施工 多賀中学校R7設計、R8施工 大滝小学校R8設計、R9施工 ・各小学校の大規模改修事業(文部科学省:学校環境改善交付金)
			教育・保育	生涯学習課	学校施設・社会体育施設の耐震化(調査、対策)	×									社会体育施設の耐震化は完了している。	対策不要	
			消防・防災等	総務課	避難所等の運用検討	○									避難所運営マニュアルについては整備済みである。	避難所運営マニュアルについては整備済みであるが必要に応じて随時更新していく。	避難所運営マニュアルについては整備済みであるが必要に応じて随時更新していく。
			老朽化対策	総務課	公共施設の総合的な維持管理	○									多賀町公共施設等総合管理計画により、施設管理者ごとに個別計画を策定し、維持管理を実施する。	多賀町公共施設等総合管理計画により、施設管理者ごとに個別計画を策定し、維持管理を実施する。	多賀町公共施設等総合管理計画により、施設管理者ごとに個別計画を策定し、維持管理を実施する。
			都市・交通	企画課	木造住宅の耐震化促進		住宅、建築物の耐震化率		95%	R11					既存住宅の耐震改修対策が進んでいない。	耐震基準を満たしていないと思われる既存住宅への耐震診断、耐震改修への支援および啓発を進める。	住宅・建築物安全ストック形成事業(滋賀県内における災害に強い住まい・まちづくり(防災・安全)):木造住宅耐震診断員派遣事業・木造住宅耐震改修補強案作成事業 年5件、木造住宅耐震改修等補助事業 年2件
			都市・交通	企画課	空き家対策の推進		空き家除却数	10戸		R11					所有者による適正な管理が行われていない空き家が増えつつある。特定空き家に指定される物件が出始めている。	空き家については所有者による適正な管理を啓発していくとともに倒壊等の恐れがある住宅については除却を支援する。	空き家対策総合支援事業:不良住宅除却 年10件
		リスクコミュニケーション	総務課	避難訓練の定期的な実施	○	避難訓練回数	年1回							定期的な避難訓練の実施が必要である。	ハザードマップを活用して、全集落を対象とした避難訓練を年1回以上実施する。	ハザードマップを活用して、全集落を対象とした避難訓練を年1回以上実施する。	
		消防・防災等	総務課	消防団員の人数確保	○				60人					定員60名の確保	定員分の消防団員の確保に努める。	啓発・勧誘を図る	
		消防・防災等	総務課	避難所等の運用検討	○									避難所運営マニュアルについては整備済みである。	避難所運営マニュアルについては整備済みであるが必要に応じて随時更新していく。		
		老朽化対策	総務課	公共施設の総合的な維持管理	○									多賀町公共施設等総合管理計画により、施設管理者ごとに個別計画を策定し、維持管理を実施する。	多賀町公共施設等総合管理計画により、施設管理者ごとに個別計画を策定し、維持管理を実施する。		
		都市・交通	企画課	空き家対策の推進	○	空き家除却数	10戸		R11					所有者による適正な管理が行われていない空き家が増えつつある。特定空き家に指定される物件が出始めている。	所有者による適正な管理を啓発していく。倒壊等の恐れがある住宅については除却を支援する。	空き家対策総合支援事業:不良住宅除却 年10件	
		リスクコミュニケーション	総務課	避難訓練の定期的な実施	○	避難訓練回数	年1回							定期的な避難訓練の実施が必要である。	ハザードマップを活用して、全集落を対象とした避難訓練を年1回以上実施する。	ハザードマップを活用して、全集落を対象とした避難訓練を年1回以上実施する。	
リスクコミュニケーション	総務課	防災マップ・避難方法の周知	○									定期的な避難訓練の実施が必要である。	ハザードマップを活用して、全集落を対象とした避難訓練を年1回以上実施する。	ハザードマップを活用して、全集落を対象とした避難訓練を年1回以上実施する。			

国土強靱化計画に係るマトリックス整理表

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	分野 (プルダウンより選択)	担当課 (企画課案)	施策名称	再掲	指標	目標値		各部署が取り組む施策		具体的な事業				
								(A)	年度	(脆弱性評価)分析結果	施策方針					
1	地震・風水害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-3 突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	都市・交通	地域整備課	雨水渠、河川水路の整備	○	雨水排水路整備を行う	-	-			雨水排水路整備事業				
			都市・交通	地域整備課	一級河川芹川、犬上川の整備促進	○	河川整備を行う	-	-			堆積状況や護床・護岸を確認し優先度の高い順に整備を行う	河川整備事業			
			都市・交通	地域整備課	地籍調査の実施	○	実施地区数	2地区/年	毎年度			調査対象面積に対する進捗率は5%であり、継続的な取組が必要である。	地籍調査事業計画に基づき、公共事業に供する土地や住宅地周辺を優先的に実施する。	令和7年度：梨ノ木地区4、多賀地区3、土田地区1(着工) 令和8年度に梨ノ木地区調査完了予定。		
	発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること(それがなされない場合の必要な対応を含む。)	2-1 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	消防・防災等	総務課	災害時応援協定の締結	○							災害時応援協定については26協定の個別を締結済み	多賀町受援計画を策定するなかで応援が必要な内容を精査する。	受援計画の策定	
			消防・防災等	総務課	応援物資集積拠点の確保	○								多賀町受援計画を策定する中で、応援物資集積拠点の確保を行う必要がある。	多賀町受援計画を策定する。	受援計画の策定
			環境・上下水道	地域整備課	非常用災害井戸の登録推進	○	非常用災害井戸の登録推進		50					震災時に不足する生活用水を得るため、非常時災害用井戸を町内にバランスよく登録していただく必要があるが、まだまだ周知不足により登録数が伸びていない状況である。	各字に案内文書を配布したり、説明に伺い周知を行うことで登録を促す。	
	発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること(それがなされない場合の必要な対応を含む。)	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	都市・交通	地域整備課	幹線道路網の整備	○	多賀SIC上り線の早期実現	各事業	R7				道路ネットワーク形成のため、災害に強い道づくりを行う。	高速道路と一般道をつなぐスマートインター事業の整備により、商工・観光などあらゆる経済効果をもたらすための道路となる。	道路補助金事業	
			都市・交通	地域整備課	橋梁長寿命化対策	○	橋梁の長寿命化計画に基づき事業を行う。	5橋	R11				橋梁長寿命化対策未着手の危険度判定の高い橋、5橋について計画に基づき事業を行う。	5年に1度の点検結果に基づき、適正な事業計画を策定する。	道路メンテナンス補助金事業	
			消防・防災等	総務課	災害時応援体制の強化	○								多賀町受援計画を策定する中で、災害時応援体制の強化を図る必要がある。	多賀町受援計画を策定する中で、災害時応援体制の強化を図る。	受援計画の策定
消防・防災等			総務課	非常用食料備蓄等協力体制の充実	○								多賀町受援計画を策定する中で、非常用食料備蓄等協力体制の充実を図る必要がある。	多賀町受援計画を策定する中で、非常用食料備蓄等協力体制の充実を図る。	受援計画の策定	
発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること(それがなされない場合の必要な対応を含む。)	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	都市・交通	地域整備課	国道・県道の整備促進	○	道路整備を行う						国道306号線、国道307号線をはじめ各県道の道路整備を行う必要がある。	各種団体の要望活動を通じて、予算の確保ならびに事業の重要性を周知し事業の実現化を図る。	道路交付金事業		
		都市・交通	地域整備課	主要地方道路等の事業化促進	○	道路整備を行う							主要地方道や県道の改良整備の早期完了が必要である。	各種団体の要望活動を通じて、予算の確保ならびに事業の重要性を周知し事業の実現化を図る。	道路交付金事業	
	消防・防災等	総務課	被災等による救助・救急活動等の受援計画	○								多賀町受援計画を策定する中で、応援物資集積拠点の確保を行う必要がある。	多賀町受援計画を策定する中で、応援物資集積拠点の確保を行う。	受援計画の策定		

国土強靱化計画に係るマトリックス整理表

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	分野 (プルダウンより選択)	担当課 (企画課案)	施策名称	再掲	指標	目標値		各部署が取り組む施策				脆弱性評価)分析結果	施策方針	具体的な事業	
								(A)	年度								
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	○	消防・防災等	総務課	被災等による救助・救急活動等の合同訓練	○								被災等による救助・救急活動等の合同訓練を定期的に行う必要がある。	ハザードマップを活用して、全集落を対象とした避難訓練を年1回以上実施する。	避難訓練・防災訓練で実施	
			保健・医療・福祉	福祉保健課	災害時医療体制の拡充、災害拠点病院・医療救護拠点との連携強化、医療救護所開設の調整		県・管内と連携し、医療体制の構築								町内に災害時対応できる医療機関、病院機能がないため、県・管内保健所との連携が必要である。	災害時医療体制の拡充、災害拠点病院・医療救護拠点との連携強化および医療救護所開設の調整を推進するため県・管内保健所と連携し災害時医療体制を整えていく。	
			都市・交通	地域整備課	橋梁長寿命化対策	○	橋梁の長寿命化計画に基づき事業を行う。	5橋	R11						橋梁長寿命化対策未着手の危険度判定の高い橋、5橋について計画に基づき事業を行う。	5年に1度の点検結果に基づき、適正な事業計画を策定する。	道路メンテナンス補助金事業
			都市・交通	地域整備課	国道・県道の整備促進	○	道路整備を行う								国道306号線、国道307号線をはじめ各県道の道路整備を行う必要がある。	各種団体の要望活動を通じて、予算の確保ならびに事業の重要性を周知し事業の実現化を図る。	道路交付金事業
			都市・交通	地域整備課	主要地方道路等の事業化促進	○	道路整備を行う								主要地方道や県道の改良整備の早期完了が必要である。	各種団体の要望活動を通じて、予算の確保ならびに事業の重要性を周知し事業の実現化を図る。	道路交付金事業
			保健・医療・福祉	福祉保健課	感染症予防に関する情報の周知	○	保健所と連携し、感染予防の周知を図る								住民自身に自らを守るための感染予防の力をつけてもらう	平時から広報や有線放送などにより、感染予防の方法などを住民へ周知していく。	
			保健・医療・福祉	福祉保健課	消毒液、グローブ、マスクなどの備蓄	○	新型インフルエンザ等に備え、消毒液等の備蓄を行う								計画的に備蓄を行っていく必要がある	新型インフルエンザ等に備え、消毒液等の備蓄を行う	
2	発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること(それがなされない場合の必要な対応を含む。)	2-5	保健・医療・福祉	福祉保健課	感染症予防に関する情報の周知	○	保健所と連携し、感染予防の周知を図る							住民自身に自らを守るための感染予防の力をつけてもらう	平時から広報や有線放送などにより、感染予防の方法などを住民へ周知していく。		
			保健・医療・福祉	福祉保健課	消毒液、グローブ、マスクなどの備蓄	○	新型インフルエンザ等に備え、消毒液等の備蓄を行う								計画的に備蓄を行っていく必要がある	新型インフルエンザ等に備え、消毒液等の備蓄を行う	
			環境・上下水道	地域整備課	浄化槽設置整備補助	○	浄化槽設置の推進	1	毎年度						浄化槽地域における非水洗化率が65%であり、被災時に不衛生な環境に陥りやすい状況である。	水洗化されてない建物所有者に対し、浄化槽の設置を啓発し水洗化率の向上を図る。	浄化槽設置事業
3	発生直後から必要不可欠な行政機能を確保すること	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	消防・防災等	総務課	業務継続計画の策定	○						業務継続計画を策定する必要がある。	業務継続計画を策定する。	業務継続計画の策定		
4	発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保	4-1	消防・防災等	総務課	防災情報システムの整備	○								滋賀県防災情報システムが整備されている。			
			消防・防災等	総務課	全国瞬時警報システム、情報配信システムの運用確認	○									年6回運用確認を実施している。	全国瞬時警報システム、情報配信システムの運用確認運用確認を継続的に実施する。	運用確認を継続的に実施する。
		消防・防災等	総務課	防災情報システムの整備	○									滋賀県防災情報システムが整備されている。			
		リスクコミュニケーション	総務課	自主防災組織の活動支援	○									自主防災組織の活動を支援する仕組み(補助金制度)を整備している。	自主防災組織に積極的に活用してもらうよう啓発を進める。		

国土強靱化計画に係るマトリックス整理表

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	分野 (プルダウンより選択)	担当課 (企画課案)	施策名称	再掲	指標	目標値		各部署が取り組む施策		脆弱性評価)分析結果	施策方針	具体的な事業		
								(A)	年度							
6	でも、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	能停止	環境・上下水道	地域整備課	マンホールトイレの整備	○	避難所の規模に応じた整備の実施	2	R11			避難所の規模に応じた緊急時のトイレの確保が必要がある。	防災拠点や避難所の規模に応じた利用者の人数を想定し、設置必要箇所数・場所を計画する。	下水道総合地震対策事業		
			環境・上下水道	地域整備課	下水道事業業務継続計画の策定	○	既存の業務継続計画(簡易版)の見直し	1	R11			被災時の迅速な対応を行うためには人員の確保が重要であることから、災害協定の拡充が必要と考える。	様々な状況を想定し、関係部署との調整を十分にを行い、机上訓練等を実施し、緊急時の対応が正しいか検証しながらBCP策定に取り組む。			
			環境・上下水道	地域整備課	農業集落排水処理移設の機能診断実施	○	機能診断に基づいた長寿命化対策の実施	1	R11			耐用年数を経過した機器を優先的に更新し、処理機能を維持していく必要がある。	「最適整備構想」を踏まえ、延伸できる機器や管渠(マンホール)を鑑みながら、できるだけ低コストで更新する。	農業集落排水長寿命化対策事業		
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態	都市・交通	地域整備課	道路整備アクションプログラムに基づく道路整備	○	道路整備を行う					道路整備アクションプログラムに基づき、計画的に道路整備を進める必要がある。	各種団体の要望活動を通じて、予算の確保ならびに事業の重要性を周知し事業の実現化を図る。	道路交付金事業	
				都市・交通	地域整備課	橋梁長寿命化対策	○	橋梁の長寿命化計画に基づき事業を行う。	5橋	R11			橋梁長寿命化対策未着手の危険度判定の高い橋、5橋について計画に基づき事業を行う。	5年に1度の点検結果に基づき、適正な事業計画を策定する。	道路メンテナンス補助金事業	
				都市・交通	地域整備課	除雪体制の強化 融雪体制の強化	○	除雪・融雪を行う	主要道路				従事者の高齢化により協力の得られない事業所が出つつあり、冬季の除雪体制の確保が困難になりつつある。	災害と降雪が重なった場合においても交通ネットワークの分断を生じないための体制確保を図る。 道路縦断勾配が4%以上となるような幹線町道については、交通や物流ネットワークの分断が生じないための体制確保を図る。	除雪車の購入 融雪装置の設置	
		6-3	交通インフラの長期間にわたる機能停止	都市・交通	地域整備課	国道・県道の整備促進	○	道路整備を行う				国道306号線、国道307号線をはじめ各県道の道路整備を行う必要がある。	各種団体の要望活動を通じて、予算の確保ならびに事業の重要性を周知し事業の実現化を図る。	道路交付金事業		
		7	制御不能な二次災害を発生させないこと	7-1	消防・防災等	総務課	消防団員の確保	○						定員60名に対して、現員57名である。	定員分の消防団員の確保に努める。	啓発・勧誘
					消防・防災等	総務課	自主防災組織の活動支援	○						自主防災組織の活動を支援する仕組み(補助金制度)を整備している。	自主防災組織に積極的に活用してもらうよう啓発を進める。	
				7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害および交通麻痺	都市・交通	企画課	通行障害建築物の耐震化		住宅、建築物の耐震化率	0.95	R11			既存住宅の耐震改修対策が進んでいない。	緊急輸送道路や避難路などにおける耐震改修に対して割り増し助成を行い推進する。
都市・交通	産業環境課					基幹路網および集落関連連道の整備	○	町管理林道における改良および維持補修延長	600m	R11			災害が発生した場合に、安全かつ迅速に人員や物資が輸送できるように改良および維持補修を行う必要がある。	災害が発生した場合に、安全かつ迅速に人員や物資が輸送できるように通行に支障が生じている箇所について、改良および維持補修を行う。	林道事業	
7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大			産業・経済	産業環境課	森林整備事業による防災・減災対策の推進	○	間伐・再造林等の森林整備	630ha	R11			森林の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による山地における災害発生のおそれがある	山村地域における生命・財産の保全を目指し、公益的機能別施業森林において森林の整備を進める。	造林事業	
				産業・経済	産業環境課	森林整備事業による防災・減災対策の推進	○	里山林をはじめとする森林の保全管理	35ha	R11			放置された里山林の増加やニホンジカの食害による森林の下層植生の衰退等により山地災害の発生する恐れがある。	地域住民が森林所有者と協力して実施する里山林をはじめとする森林の保全管理や山村地域の活性化に資する取り組みを支援する。	森林・山村多面的機能発揮対策事業	
				産業・経済	産業環境課	ため池ハザードマップ作成および周知	×	防災重点ため池18ヶ所に対してハザードマップ作成(達成済み)	18ヶ所	R6			ため池ハザードマップ作成および周知18ヶ所中、13ヶ所については調査が終了している。	防災重点ため池18ヶ所に対してハザードマップを作成し、関係者への周知を行う。	団体営農地防災事業	
産業・経済	産業環境課			集落の防災機能向上と健全な里山の保全を図るために、里山防災・緩衝帯事業を実施する。	×	里山防災事業の実施(達成済み)	3ヶ所	R6			令和2年度に5か年計画を策定し、県の補助金との調整を行い計画的に実施。	実施集落や森林所有者と協定を締結し里山防災・緩衝帯事業を推進する。	里山の防災整備・緩衝帯整備事業			

国土強靱化計画に係るマトリックス整理表

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	各部署が取り組む施策												
			分野 (プルダウンより選択)	担当課 (企画課案)	施策名称	再掲	指標	目標値		(脆弱性評価)分析結果	施策方針	具体的な事業			
								(A)	年度						
7	制御不能な二次災害を発生させないこと		産業・経済	産業環境課	農業用水路の維持補修、更新、農道舗装による農業の効率化		事業実施団体に対して補助を行う。	-	-		令和2年度に10ヶ年計画を策定し、県の補助金との調整を行い計画的に実施。	農業基盤整備におけるアセットマネジメントの10ヶ年計画を策定し、適正な時期に適正な事業量を実施する。	耕作条件改善事業、県単独小規模土地改良事業補助金等の活用		
			産業・経済	産業環境課	農業施設の長寿命化	×	農業の担い手に対し、経営拡大に伴う機械補助を行う。(達成済み)	1経営体	R6		一部の大規模農家への農地集積が進められる中で、経営規模に見合った機械の導入を支援する必要がある。	経営規模拡大、複合経営等の経営の変革が行われる際に、補助によりそれを支援する。	強い農業・担い手づくり総合支援交付金		
			産業・経済	産業環境課	耕作放棄地の解消	×	人・農地プランの作成集落を増やす。(達成済み)	20集落	R6		耕作放棄地については、地元地域をはじめJAや土地改良区・農業関係団体・行政等が共通認識のもと連携し、農地の復元支援や担い手等への利用集積を促進する必要がある。	各集落の作成、実行に関係機関、関係者が集落へ出向き支援を行う。	人・農地問題解決加速化支援事業		
		7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊、機能不全や堆積土砂の流出による多数の死傷者の発生	産業・経済	産業環境課	ため池ハザードマップ作成および周知	×	防災重点ため池18ヶ所に対してハザードマップ作成(達成済み)	18ヶ所	R6		13か所についてはR1にて入札済。R2へ繰り越し。	ハザードマップ作成後、関係者への周知を行う。	団体営農地防災事業	
				産業・経済	産業環境課	ため池の耐震化対策	×	防災重点ため池18ヶ所に対して耐震調査を行う(達成済み)	18ヶ所	R6		18か所中3ヶ所耐震化終了。	耐震調査実施後はNGヶ所について対応するためのハード事業を実施していく。	団体営農地防災事業	
		8	発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	8-1	環境・上下水道	産業環境課	災害廃棄物処理体制の整備	×	災害廃棄物処理計画の策定(策定済み)	策定	R6		災害廃棄物発生量の推計、仮置き場、選別・処理方法等について、事前の具体化が必要となる。災害廃棄物には、大量のガレキ・土砂等が発生することが予測されるため、広域支援体制の構築が必要である。	災害廃棄物発生量の推計、仮置き場候補地、選別・処理方法等を定めた計画を策定する。	多賀町災害廃棄物処理計画の策定
					環境・上下水道	産業環境課	廃棄物処理における協力体制の整備	○	災害廃棄物収集に関する協定の締結	9件	R11		災害廃棄物等の円滑な処理のため、一般廃棄物収集運搬委託業者等との協定を締結する必要がある。	一般廃棄物収集運搬委託業者等との協定締結を推進する。	多賀町災害廃棄物処理計画の策定
8-2	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	行政機能	税務住民課	罹災証明制度周知							罹災証明制度の周知を行う必要がある。	罹災証明制度の周知を行う。			
		人口減少・少子高齢化	企画課	移住・定住の促進		40歳未満の社会減の解消		0R11			宅地造成等が進み、町全体においては若年層の社会減は抑制しているが、山間集落については減少傾向が続いている。	宅地ニーズではない定住促進を図る。特に山間集落において、田舎暮らしを希望する方への情報発信を強化し定住を促進する。	ふるさとワーキングホリデー事業により、若年層の関係人口を増加させ、移住・定住のきっかけとする。子育て世帯向け賃貸住宅を整備し、多賀町への移住を希望する子育て世帯のニーズに対応する。		